

今一度
確認してください!

大切な年金をつなぐのは 基礎年金番号です!



基礎年金番号とは何ですか？

平成9年1月1日に導入された国民年金・厚生年金・共済組合といったすべての公的年金制度で共通して使用する「**一人に一つの番号**」です。

基礎年金番号は、10桁の数字で表示され、4桁と6桁の組み合わせとなっています。



基礎年金番号は、どのようなときに必要ですか？

資格取得手続きを行うとき
共済組合（第3号厚生年金保険）に加入するとき、60歳未満で退職して国民年金に加入するとき
再就職の手続きを行うとき
他の公的年金制度に加入するとき
年金の受給手続きを行うとき
老齢・障害・遺族などの年金の受給手続きを行うとき



基礎年金番号のわかる書類

- (1)年金手帳 ————— 平成9年1月1日以降に交付された「年金手帳」で確認できます。(20歳に交付)
- (2)基礎年金番号通知書 ————— 平成9年1月1日をまたがって年金制度に加入していた方に交付されています。(公立学校共済組合和歌山支部から当時の所属所あてに一括送付しました。)
- (3)年金加入記録のお知らせ ——— 平成20年中に送付されています。
公務員共済ねんきん特別便

(注) 20歳未満で共済組合に加入されたときは、資格取得手続きを行った後、公立学校共済組合和歌山支部から所属所に送付されます。

「年金手帳」または「基礎年金番号」が確認できないとき、最寄りの年金事務所にて再交付をしてください。

● 県内の各年金事務所

- 和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸2-1-43 TEL 073-447-1640 (お客様相談室) TEL 073-447-1660
- 和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田3-3-9 TEL 073-474-1824 (お客様相談室) TEL 073-474-1813
- 田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24-8 TEL 0739-24-0434 (お客様相談室) TEL 0739-24-0435
- 田辺年金事務所新宮分室 〒647-0016 新宮市王子町456-1 TEL 0735-22-8441

公立学校共済組合に加入パターン

パターン
1

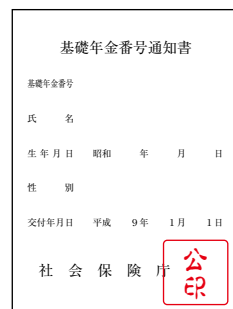
学生⇒公立学校共済組合 (国民年金) 学生——→就職 公立学校共済組合

厚生年金(第3号)

国民年金(基礎年金)

● 被用者年金の種類

第1号厚生年金保険者	一般厚生年金被保険者
第2号厚生年金保険者	国共済厚生年金被保険者 (国家公務員)
第3号厚生年金保険者	地共済厚生年金被保険者 (地方公務員)
第4号厚生年金保険者	第4号厚生年金被保険者 (私学共済)



パターン
2

学生⇒他の共済組合⇒公立学校共済組合

学生——→他の共済組合——→転入 (国民年金) 国家公務員共済組合⇒公立学校共済組合

厚生年金(第2号) (第3号)

国民年金(基礎年金)

パターン
3

学生⇒厚生年金保険第1号⇒公立学校共済組合 (臨時的任用職員)

学生——→一般厚生年金——→就職 (国民年金) 公立学校共済組合

厚生年金(第1号) (第3号)

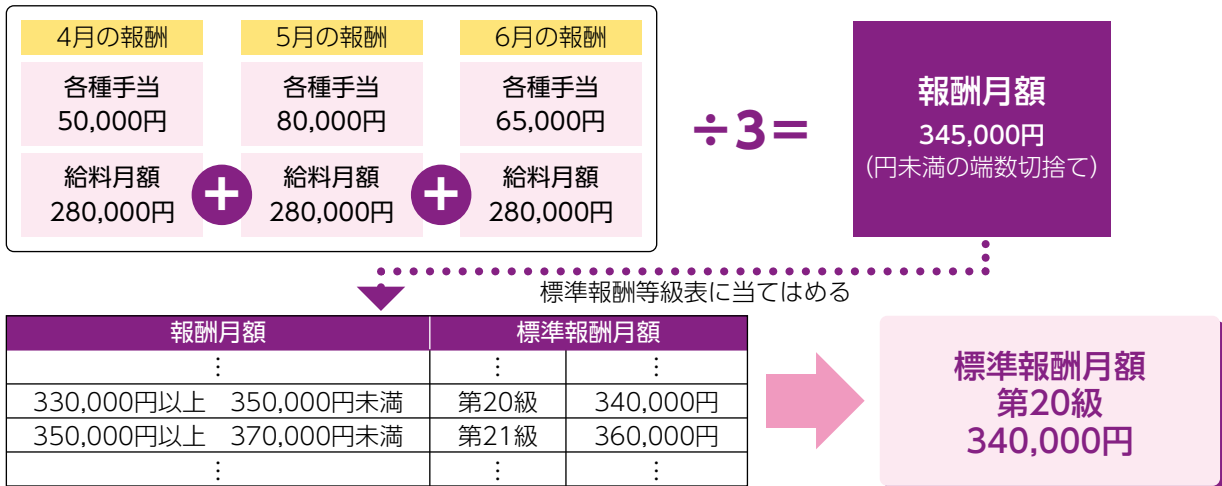
国民年金(基礎年金)

標準報酬月額の時給決定について

共済組合は、組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、4月～6月までの3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。この決定のことを毎年定期的に行うことから、「時給決定」といいます。

28年の時給決定は7月に決定され、これにより決定された標準報酬月額は原則として、28年9月から29年8月まで適用になり、掛金が計算されます。

●時給決定のイメージ



●標準報酬月額の決定・改定の時期と適用期間

		適用期間		
組合員の資格を取得した場合	→	資格取得時決定 (法第43条第8項)	6月～12月に決定 1月～5月に決定	組合員資格を取得した日から その年の8月まで 翌年の8月まで
毎年7月1日に引き続き組合員である場合	→	時給決定 (法第43条第5項)	9月から翌年の8月まで (6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者及び7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われた者又は行われる見込みの者については時給決定は行わない)	
報酬に著しい変動等があった場合	→	随時改定 (法第43条第10項)	1月～6月に決定 7月～12月に決定	変動が継続した4か月目から その年の8月まで 翌年の8月まで

第三者加害行為（交通事故）によって負傷したとき

直ちに共済組合に連絡してください。

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合、その治療費に要する費用の負担は加害者で、組合員証を使用して治療を受ける必要はありませんが、組合員の過失が多かったり、重症等で治療費に不安がある等の理由で、組合員が申し出れば組合員証を使用して治療を受けることができます。

●まず、共済組合に事故の概要を連絡してください。

【連絡事項】	・ 所属所名	・ 組合員証番号	組合員氏名
	・ 被害者氏名（続柄）	・ 事故日	
	・ 治療を受けた病院名	・ 事故の状況	

●組合員証の使用の有無により、必要書類を提出してください。

●示談等が終われば、「示談書」の写しを提出してください。(示談を行うときは、慎重に！！)